

第1 総則

この基準は、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」（昭和61年6月18日付61都市建調第185号制定、平成26年2月28日付25都市建企第784号改正。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づく検査機関で平成12年建設省告示第1463号第2項各号、第3項各号並びに第4項各号の規定に基づく鉄筋の継手の性能を確認する外観検査、超音波探傷検査及び超音波測定検査（以下「鉄筋継手検査」という。）を行おうとする機関（以下「鉄筋継手検査機関」という。）を要綱第12条第3項の規定に基づき登録する場合の判定に必要な事項を定めたものである。

なお、鉄筋継手検査には、検査する部位の鉄筋のロールマーク等による鉄筋の種類及び径の確認も含むものとする。

第2 審査基準

鉄筋継手検査機関は、以下の基準に適合しなければならない。また、鉄筋継手検査機関の事業所は鉄筋継手検査機関としての業務に必要な以下の基準に適合していなければならない。ただし、知事が別にこれらと同等以上と認める場合においてはこの限りでない。

1 組織

鉄筋継手検査機関は、公正な立場を保持するために、その存在と運営について、次に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 民法その他の法律に基づく法人であること。
- (2) 鉄筋の加工業者、製造業者、取扱業者、鉄筋接合業者（圧接、溶接及び機械式接合を行う業者）、工事業者及びその他鉄筋に関する業者（以下「鉄筋加工業者等」という。）並びに鉄筋加工業者等の取締役、監査役（以下「取締役等」という。）が原則として、主な株主になっていないこと。
- (3) 取締役等は、鉄筋加工業者等の取締役等でないこと。
- (4) 代表取締役は、鉄筋加工業者等又はその下請け等の業者が発注する鉄筋継手検査を主に受注する検査会社（以下「鉄筋継手社内検査会社」という。）の取締役等を兼務していないこと。また、取締役等は、社内検査会社の代表取締役を兼務していないこと。
- (5) 代表取締役は、建設業者（建設業法に基づく建設業者をいう。）又は設計事務所の代表取締役を兼務していないこと。ただし、次に掲げる条件に適合することで、建設又は設計の業務が検査業務の公正性に影響を及ぼさない場合は、この限りでない。
 - (ア) 検査の業務を行う部署と建設又は設計の業務を行う部署が組織的に独立していること。
 - (イ) その機関が建設又は設計に係った建築物並びに工作物に係る検査を行わないこと。
- (6) 事業所ごとに、非破壊検査部門の年間売上げのうち、鉄筋加工業者等に対する売上額の比率が低いこと。
- (7) 検査を公正かつ正確に行うために、固有の施設、技術者、及び設備機器並びに鉄筋継手検査機関として独立した組織を有し、かつ、経営状態が安定していること。
- (8) 次のいずれかの認定を受けていること。なお、当分の間は一般社団法人日本溶接協会の定める溶接構造物非破壊検査事業者等の認定基準（以下「CIW認定」という。）の超音波検査部門の認定を受け、知事が認めたものを（ア）、（イ）と同等とする。
 - (ア) 公益社団法人日本鉄筋継手協会の優良鉄筋継手部検査会社認定
 - (イ) 公益社団法人日本鉄筋継手協会の登録鉄筋継手部検査会社認定
- (9) 鉄筋継手検査について、必要な技術及び公平な立場の保持に有益な活動を行っている公益社団法人日本鉄筋継手協会、一般社団法人日本非破壊検査協会、一般社団法人CIW検査業協会又は一般社団法人日本非破壊検査工業会等の諸団体のいずれかに加入していること。

- (10) 法人としての設立後3年を経過し、かつ、直近の2年間について、(2)から(6)及び(8)の規定に適合していること。
- (11) この項に規定するもののほか、判定の要件について必要な事項は、別に定める「鉄筋継手検査機関関係登録要件細目」によるものとする。

2 検査業務の管理

- (1) 一般社団法人日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 J A S S 5 鉄筋コンクリート工事」11節11.8鉄筋工事における品質管理・検査及び公益社団法人日本鉄筋継手協会の「鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事」、「鉄筋継手工事標準仕様書 溶接継手工事」、「鉄筋継手工事標準仕様書 機械式継手工事」等に基づき、平成12年建設省告示第1463号第2項各号、第3項各号並びに第4項各号の規定に適合する技術管理基準規定等を定め、これを職員に遵守させていること。
- (2) 次の各号に示す管理者等の権限及び責任体制を組織管理規定等により明確にし、これを職員に遵守させていること。

ア 管理者

組織の公正さと高度の技術レベルを維持するため、本審査基準に規定している水準を維持し、管理技術者、検査技術者及び検査実務担当者に対する教育と訓練の実行に責任をもつ者

イ 管理技術者

- (ア) 業務の公正さと高度の技術レベルを維持するため、検査技術者及び検査実務担当者に対する教育と訓練を実施する義務を負う者
- (イ) 鉄筋継手の検査について、次の事項を実施し、検査に関する総括的な責任を負う者
 - a 検査計画の確定等（検査要領書の確定及び検査手順書の承認）
 - b 判定基準の決定
 - c 検査の総合判定
 - d 作業記録並びに検査成績書又は検査報告書の承認

ウ 検査技術者

鉄筋継手の検査について、次の事項を実施し、正確かつ公正な業務遂行のため監督・指導を行う者

- (ア) 検査計画の確認等（検査要領書の確認及び検査手順書の作成）
- (イ) 関連法規、規格及び検査仕様書の解釈
- (ウ) 検査業務手順の立案
- (エ) 検査実務担当者の監督・指導
- (オ) 検査設備及び機器の管理
- (カ) 検査業務の実施
- (キ) 検査結果の判定
- (ク) 作業記録並びに検査成績書又は検査報告書の確認

エ 検査実務担当者

鉄筋継手の検査について、検査技術者の指導の下で、次の事項を実施し、正確かつ公正な業務を行う者

- (ア) 検査業務の実施
- (イ) 検査結果の一次判定
- (ウ) 検査設備及び機器の点検・校正
- (エ) 作業記録並びに検査成績書又は検査報告書の作成

- (3) 検査の結果、不合格が生じた場合の処置として次の各号が建築主、工事監理者及び工事施工者に対し説明できる体制となっていること。

ア 総合的な判断を行った者

イ 検査の結果及び不合格の要因として推定される事項

ウ 検査機器の状態、検査時の天候及び工事現場その他の状況

- (4) 不合格が生じた検査に係る再検査は原則として同一検査員によるものとする。ただし、やむを得ない事情により同一検査員による再検査が出来ない場合は同一検査機関で行われてい

- ること。ただし、工事監理者の指示がある場合は、この限りでない。
- (5) 検査結果が組織的に管理されており、改ざん等できないようになっていること。
 - (6) 検査結果の改ざん等、職員の不正行為に対する罰則規定を文書等により定め、これを厳正に適用していること。
 - (7) A級継手、SA級継手の超音波探傷検査及び超音波測定検査においてロット不合格があった場合の検査結果について、別に定める書式により、速やかに当該工事に係わる建築物を建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項又は同法第6条の2第1項に基づき確認した建築主事等に報告していること。また、このときの確認が指定確認検査機関において確認したものにあつては併せて、各特定行政庁に報告していること。
 - (8) 前号の報告について知事が求めたときに知事へ報告できる体制となっていること。

3 管理者等の条件

検査を正確かつ公正に実施するために、管理者等は次に掲げる条件を備えている者でなくてはならない。なお、次の(1)から(4)に掲げる者は、鉄筋継手検査機関、要綱第4条の規定に基づく試験機関の業務（以下「試験機関」という。）、要綱第2条第5項の(1)、(4)の検査を行う検査機関（以下「鉄骨溶接部検査機関」という。）の業務以外の業務を兼ねることができない。

(1) 管理者

他の業種、部門と兼職、兼任していないこと。ただし、管理者は要綱第8条の規定に基づく鉄骨溶接部検査機関の管理者と兼任することができる。

(2) 管理技術者

ア 事業所ごとに1名以上。ただし、検査業務上支障のない場合は、(3)に規定する検査技術者と兼任することができる。

イ 年間200日以上 of 常勤者

ウ 次の(ア)及び(イ)に掲げる資格及び公益社団法人日本鉄筋継手協会が認証する鉄筋継手部検査技術者3種の資格を有し、かつ、財団法人、公益財団法人、一般財団法人、社団法人、公益社団法人、一般社団法人等（以下「公益法人等」という。）が行う建築材料の試験・検査に関する研修等で知事が認めたものを修了した者で、研修等を受講した年度の翌年度の開始の日から起算して3年が経過していない者

(ア) 公益社団法人日本鉄筋継手協会が認証する鉄筋継手管理技士

ただし、当面の間は一般社団法人日本溶接協会の定める溶接構造物非破壊検査事業者等の認定基準（以下「CIW認定」という。）の上級検査技術者（超音波検査部門）でも可とする。

(イ) JSNDIがJIS Z 2305に基づいて認証した超音波探傷試験のレベル2以上の資格又は知事が別に指定した資格を有する者

(3) 検査技術者

ア 事業所ごとに1名以上。ただし、検査業務上支障のない場合は(4)に規定する検査実務担当者と兼任することができる。

イ 年間200日以上 of 常勤者

ウ 公益社団法人日本鉄筋継手協会が認証する鉄筋継手部検査技術者3種の資格を有し、かつ、公益法人等が行う建築材料の試験・検査に関する研修等で知事が認めたものを修了した者で、研修等を受講した年度の翌年度の開始の日から起算して3年が経過していない者

(4) 検査実務担当者

ア 事業所ごとに2名以上

イ 年間200日以上 of 常勤者

ウ 公益社団法人日本鉄筋継手協会が認証する鉄筋継手部検査技術者（3種、2種、1G種、1W種、1M種のいずれか）の資格を有し、かつ、公益法人等が行う建築材料の試験・検査に関する研修等で知事が認めたものを修了した者で、研修等を受講した年度の翌年度の開始の日から起算して3年が経過していない者

(5) 事務担当者

ア 原則として事業所ごとに1名以上

イ 年間200日以上 of 常勤者

4 施設等

事業所施設は、次の各号に適合していること。

ア 検査業務に必要な事務作業面積を保有していること。

イ 本審査基準第2、6の業務の執行体制に規定する年限分の検査成績書又は検査報告書が原則として保管できること。

ウ その他検査業務に必要な施設を保有していること。

5 設備、機器等

事業所ごとに受託する検査の項目に応じて、次に掲げる必要な設備等を有していること。

(1) 鉄筋継手部の超音波探傷検査においては、J I S Z3062鉄筋コンクリート用異形棒鋼ガス圧接部の超音波探傷試験方法及び判定基準の5探傷装置の機能及び性能、日本鉄筋継手協会規格J R J S0003機械式継手挿入長さの超音波測定方法及び判定基準4. 探傷装置の機能及び性能、日本鉄筋継手協会規格J R J S0005鉄筋コンクリート用異形棒鋼溶接部の超音波探傷試験方法及び判定基準の5. 探傷装置の機能及び性能に掲げられている機器を有していること。

(2) 鉄筋継手部の外観検査においては、次の表に掲げる機器を有していること。

表

機器名等	下限値又は条件	備考
(1)外観検査用ミラー、補助光源用懐中電灯	検査業務に必要な数	
(2)圧接外観検査用ゲージ	同上	S Yゲージ等
(3)溶接ゲージ	同上	すき間ゲージ、アンダーカットゲージ等
(4)ノギス	同上	—

6 業務の執行体制

業務の執行体制について、次に掲げる条件を備えていること。

(1) 文書管理規定等により、検査成績書又は検査報告書が15年以上保存（管理者がパスワードを設定し、保存後変更できない媒体により管理する電子データを可とする。）されるよう文書化されていること。

(2) 検査料に関する規定があり、これを公表していること。

(3) 技術に関する研修等を定期的実施又は受講する規定を定め、実施しその記録を15年以上保存（電子データを可とする。）し職員の技術及び知識の向上を図っていること。

(4) 鉄筋継手の検査業務は原則として、外部に発注（以下「外注」という。）していないこと。ただし、正確かつ公正な検査の実施を確保できる実効性ある外注管理規定を定め、外注先が東京都知事の登録した鉄筋継手検査機関である場合はこの限りでない。

(5) 検査ロット、検査箇所の抽出率の設定、抽出その他の検査に伴う業務を、工事施工者（元請）等の発注者が自ら行わない場合は、発注者との契約に基づき鉄筋継手検査機関がこれらを行う体制となっていること。また、この検査ロット、検査箇所の抽出率の設定、抽出を行った者の所属と氏名を記録しておくこと。

(6) (5)の記録は(1)の検査成績書又は検査報告書と同様に15年以上保存（管理者がパスワードを設定し、保存後変更できない媒体により管理する電子データを可とする。）される体制となっていること。

附則

この審査基準は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2審査基準3管理者等の条件
(2)管理技術者ウ(イ)の規定は平成29年4月1日から施行することとし、第2審査基準1組織
(10)の規定は平成30年4月1日から施行する。